

春の全道火災予防運動について 実施期間 4月20日～4月30日

春先の火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

火災は、ちょっとした不注意で発生するため、一人ひとりが火災を起こさないよう、火の取り扱いには十分注意してください。

また、春の全道火災予防運動に伴い4月20日～5月31日までの間、ストーブやコンロ、住宅用火災警報器などの設置状況を確認させていただくため、消防職員が皆様のご自宅に訪問、又は行政告知端末による電話をいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ②ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐため、ストーブやコンロ等は安全装置の付いたものを使用する。
- ②逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ③寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問等により、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅防火

いのちを守る10のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。

是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

4つの習慣

6つの対策

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

■お問い合わせ
下川消防署 ☎・☆4ー2119

住宅用火災警報器の点検はしていますか？ 消防署より

火災を素早く知らせるため、住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年以上が経過し、町内でも故障や電池切れなどの不具合が発生しています。しっかり点検を実施し、いざという時のために備えましょう。また、設置・使用状況によって異なりますが、電子部品の劣化や煙を感知する部分の目詰まりなどにより性能を確保できない可能性があるため、設置後10年を目安に交換をおすすめします。

～点検方法について～

- 本体についている点検ボタンを押す ※点検ひも場合は軽くひもを引いてください
点検結果を音声や電子音でお知らせしてくれます。
- 点検結果の音が鳴らない場合
電池切れしていないか、しっかり電池が入っているか確認してください。
新しい電池を入れても鳴らない場合は、故障が考えられますので修理、又は更新してください。
- 設置場所は正しいですか？
寝室を変えた、模様替えで本体を移動させた等で間違った設置をしていないか確認してください。
設置場所について…普段使用する寝室、階段室（1階以外に寝室がある場合）に設置してください。
天井に設置する場合…壁や梁から60cm以上離してください。
換気扇やエアコンの吹き出し口からは1.5m以上離してください。
壁に設置する場合…天井から15cm～50cmの間で設置してください。

～何もしていないのに音が鳴ったら～

電池切れの可能性があります。電池を交換して上記の点検を実施してください。交換方法は取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器の作動確認方法



令和4年の状況（2月末現在）
救急出動件数 22件
火災件数 0件